

第 75 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立須磨ヨットハーバー）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和5年11月29日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立須磨ヨットハーバー

2 指定管理者

兵庫県姫路市本町155番地

須磨ヨットハーバー運営共同事業体

代表者 株式会社ヤマハ藤田

代表取締役 藤田 忠久

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

理 由

神戸市立須磨ヨットハーバーの指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市立須磨ヨットハーバーの指定管理者の指定等について

1. 公の施設の名称

神戸市立須磨ヨットハーバー

2. 指定管理者

須磨ヨットハーバー運営共同事業体

代表者 株式会社ヤマハ藤田 代表取締役 藤田 忠久

住 所 兵庫県姫路市本町 155 番地

構成団体

(A) 株式会社ヤマハ藤田

代表取締役 藤田 忠久

兵庫県姫路市本町 155 番地

(B) 公益財団法人マリンスポーツ財団

代表理事 笹川 善弘

東京都中央区築地 4 丁目 3 番 11 号

3. 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（5 年間）

4. 令和 6 年度予定額（利用料金制）

市への納付金 21,020 千円

（令和 4 年度納付金） 18,392 千円

5. 選定までのスケジュール

応募要領配布 令和 5 年 7 月 26 日（水）～8 月 7 日（月）

現地見学会 令和 5 年 8 月 2 日（水）

応募登録及び質疑受付 令和 5 年 8 月 1 日（火）～8 月 7 日（月）

提案図書受付 令和 5 年 9 月 4 日（月）～9 月 11 日（月）

選定評価委員会 令和 5 年 10 月 4 日（水）

6. 選定理由

3 団体から提案があり、港湾局指定管理者選定評価委員会において、応募者から提出を受けた応募書類について、申請者に関する項目、地域経済の活性化に関する項目、事業計画等を選定基準に基づいて審査を行い、指定管理者候補者として選定した。

7. 主な提案内容

- ・基本方針として「マリーナとしての基礎的サービスの管理と魅力向上」「市民に開かれたマリパークへの進化と安全確保」「周辺事業との連携によるエリアの価値向上」による「あらゆる人々が集い・楽しむ、神戸須磨マリパーク」を掲げる。

- ・利用者とこれまで以上にコミュニケーションを深めるため、「オーナー限定公式 LINE」など新たなコミュニケーションツールの導入や改善を行う。
- ・これまで扉で仕切られて閉鎖的であった1階受付カウンターをオープンスペースに改修し、利用者と職員とのコミュニケーションを図るほか、利用者向けリラックストラウンジを設置し、利用者コミュニケーションと満足度の向上を図る。
- ・24時間対応で出艇及び帰港情報をデジタルで一元管理する出入港管理システムの導入のほか、海上保安庁との共同救援など安全管理を充実させる。
- ・飲食施設（ノースショア）のアップグレードやファミリー向けマリンアカデミーを常設化するなど拡充を図る。
- ・エリア活性化に向け、隣接施設や地元団体等との連携を強化し、須磨リゾートエリアの案内を行うインフォメーションスペースを設置するほか、観光船の就航やチャーターボートサービスを提供する。

8. 評価項目・評価結果

評価項目		配点	候補者	A	B
申請者に関する項目		10	6.5	6.5	7.0
地域経済の活性化に関する項目		10	6.5	6.0	6.0
事業計画	運営の基本方針	5	3.5	3.5	3.0
	事業実施計画	10	8.0	7.5	5.5
	サービス内容	15	11.3	10.5	9.8
	利用者満足度	10	7.5	7.0	6.0
	施設の魅力向上のための取り組み	10	6.5	7.0	6.5
	運営組織	10	6.5	7.0	6.0
	施設の維持管理	10	7.0	6.5	6.0
	収支計画	10	7.0	6.0	6.0
合計		100	70.3	67.5	61.8

9. 応募団体（団体名の五十音順）

- ・スバル興業株式会社・株式会社協立道路サービス共同事業体
構成団体：スバル興業株式会社
株式会社協立道路サービス
- ・須磨ヨットハーバー運営共同事業体
構成団体：株式会社ヤマハ藤田
公益財団法人マリンスポーツ財団
- ・株式会社ユニマツトプレシヤス

[施設の概要]

神戸市立須磨ヨットハーバー

(1) 設立趣旨

神戸市民の海洋性スポーツの振興及び海洋思想の普及を図る目的として設立。

(2) 所在地

神戸市須磨区若宮町1丁目3番2号(北ハーバー)

神戸市須磨区若宮町1丁目1番4号(南ハーバー)

(3) 開設時期

昭和35年7月(北ハーバー)

昭和53年7月(南ハーバー)

(4) 規模構造

北ハーバー約15,000 m²(水域 約7,000 m²、陸域 約8,000 m²)

南ハーバー約56,000 m²(水域 約32,000 m²、陸域 約24,000 m²)

(5) 施設内容

収容隻数 288 隻

※北ハーバーの係留施設(固定式栈橋及び浮栈橋)は老朽化のため、平成29年度より使用禁止。令和4年度から陸置も使用禁止。

係留施設：浮栈橋

上下架施設、陸上保管施設、給油施設、駐車場、建築施設(ヨットハウス・詰所・艇庫など)

(6) 開館時間・休港日

5月～9月 9:00～18:00

10月～4月 9:00～17:00

休港日 毎週火曜日、12月29日から翌年1月3日まで